



令和8年（2026年）5月26日

箕面市議会議長
田中真由美様

調査部会座長
中嶋三四郎

調査部会報告書（最終報告）

令和7年12月10日付けR07箕議第000415号による箕面市議会議長からの調査依頼に関し、令和8年2月16日に提出した調査部会報告書（中間報告）に記載の内容を除く調査事項について、調査部会設置要領に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 調査事項
市長からの要望に対する対応を含む市議会の運営について
- 最終報告

（1）一般質問の原稿データ提出について

- ①ロゴフォームの活用に向けた実証実験を行うものとする
- ②実証実験後の意見集約の進め方は、議長のもとで議員全体の意見を踏まえながら協議する

[共有事項] 一般質問における実施フローの最適化

- ・本件は第1回定例会で先行した実証実験を行った結果、各議員の一般質問の実施フローがはじめて可視化されたことで、データ提出に関連しては質問・答弁調整における実施フローを最適化する必要性が共有された。
- ・従って、以降の定例会においても必要な実証実験を別紙のとおり継続し、一般質問の質問・答弁調整の実施フローの最適化を検証し、今後の議会運営に反映するものとする。

【別紙】実証実験における質問・答弁調整実施フロー

(2) 定例会での〔一般質問〕の実施について

①議員の質問持ち時間は現在の30分から変更しないものとする

②ただし、本部会の共有事項を引き継ぎ、一定期間の実施状況を踏まえながら、最適な実施方法についての議論は継続実施することを求めるものとする

[共有事項] 定例会における〔一般質問〕の前提

- ・ 箕面市議会の制度運用では、定例会での本会議、委員会において実施が必須とされるのは議案審議における質疑・討論・採決であり、一般質問の実施を必須とするものではない。
- ・ 従って、定例会での一般質問の実施（時間確保）を議会の権能（監視機能）と捉えた場合においても、あくまで会期日程の余力に対する弾力的な運用の範疇で運用することが前提となるとともに、一般質問のために会期日程を拡大・延長することは避けるべきであることも同様となる。
- ・ 一方で、これまでの箕面市議会では弾力的な運用の範疇に会期日程の時間外を含むことで一般質問の実施時間を確保してきた。しかしながら、昨今の社会情勢から求められる働き方改革を踏まえれば、当然として直接的な時間外削減という局所的な課題認識には止まらず、会議の終了時間および理事者・職員の拘束時間等に配慮した最適な議会運営のあり方が問われることも当然の時勢である。
- ・ 従って、働き方改革とのバランスを議論する上では、議会の権能を否定するものと切り捨てることなく、常に時勢を踏まえた議論を議会自らが継続し、議会運営に反映させていくことが求められる。

(3) 常任委員会での〔その他質問〕の実施について

①その他質問は、常任委員長の裁量で引き続き実施するものとする

②ただし、現在の無制限に近い形から、一定の目安を設けるものとする

【実施の例】 総時間を1時間から1時間半程度（発言バランスを鑑みて質問数は1人1つ程度）とする

※その他に休憩を挟む場合の対応等も要検討

③実施方法は正副議長・委員長会議での〔申し合わせ事項〕とすることを求める

[共有事項] 常任委員会における〔その他質問〕の前提

- ・ 議案外の政策課題を常任委員会として取り扱うことは、所管事務調査の議論に該当するが、委員会の調査権限は定例会内での個人質問を担保するものではない。
- ・ これは、常任委員会活動の活発化を模索する中で、分野別意見交換会を含む年間テーマの調査研究サイクルを確立した理由と同じであるが、改めて、常任委員会での〔その他質問〕が議会の権能や緊急性等を考慮しても、一般質問等がその機会確保となり得ることなどから、実施する根拠とはならないことを意味する。

- ・一方で、これまでの実施では、時に緊急性等を要する市の政策課題について重要な議論がなされたことも事実ではある。しかしながら、実施が常態化・慢性化する弊害として、必要以上に議案審議の時間を大幅に超える実施となっていることは改善すべき課題である。
- ・従って、現状で必要性とのバランスを考慮すれば、ただちの廃止とまではならないまでも、少なくともその実施に理事者・職員の労力や拘束を生じることへの配慮をもって、自制的な運営を模索しつつ今後の実施方法に反映させていく必要がある。

(4) 箕面市議会におけるハラスメント対応について

①定期的・継続的な研修機会の確保によってリテラシー向上を図るものとする

②議会の社会的役割・責任から、考え方やルールを条例やマニュアル等の手法も含めて、対外的に示すことを求める

③研修および対外的な示し方は、今後の進め方も含めて議長のもとで議員全体の意見を踏まえながら協議する

[共有事項] 市議会が行うべき [ハラスメント対応] の前提

- ・まず職員アンケートの結果については、真摯に受け止めるべきことが大前提ではあるが、個別の内容については事実性が担保できないことから、個別の内容や真偽を追及するものではない。
- ・他方で、アンケート結果から認識すべき課題は、暴言のみならず、過剰な労働や拘束、心理的負担を強いることなど、市職員（議会事務局含む）にとって、議員という社会的な立場が有するハラスメントにおける加害者性への自覚と対策である。
- ・従って、必要となるのは倫理観やリテラシーの向上は言うまでもないが、実践における予防的な観点、モラル・倫理観の共通言語化や抑止力としての罰則等をルール化することが効果的な対策であることに加えて、議員と職員や議員間においても、双方が尊重されるよう議会組織としてのガバナンスもさらに改善していく必要がある。
- ・さらに、それらの共通認識やルールが対外的に示されていることは、市議会内部の対策であることはもとより、ハラスメントに対する社会的な発信として、議会・議員が果たすべき役割としても必要なものである。

【参考】調査部会の開催状況

日程	会議等	内容
令和7年12月23日	調査部会（互選）	正副座長選出、スケジュール確認
令和8年 1月29日	調査部会	調査事項（市長からの要望に対する対応を含む市議会の運営について）
2月10日	調査部会	調査事項のうち調査事項のうち令和8年第1回定例会に向けて検討する事項
4月15日	調査部会	1 調査部会の検討項目への意見<政策会派>（結果共有） 2 一般質問原稿のLoGo フォームによる提出に対する意見（結果共有）
4月28日	調査部会	1 一般質問原稿のデータによる提出について（第2回定例会における実施フロー） 2 その他の検討項目について 3 議案付託表について
5月18日	調査部会	最終報告に向けた意見集約について
5月25日	調査部会	1 最終報告に向けた意見集約について 2 最終報告の公開について

令和8年第2回定例会 本会議・委員会日程（5月）

会期23日（6/1～6/23）

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22 意見書、請願、 陳情の締め切り	23 正午
24	25 議案送付 招集告示	26	27	28 幹事長会議 議会運営委員会	29 10時 13時	30

「質問事項の調整」：原稿作成のための現状確認、担当部局の考え方、答弁の方向性等、質問の調整のためのやりとり
 「質問原稿」：最終の質問原稿（質問原稿提出以降は答弁調整のみ）
 「答弁調整」：微修正等の答弁の調整のためのやりとりで、質問内容は変わらない
 「最終読み原稿」：前段や答弁を受けてのコメントを追加したもの（質問内容の変更や追加はNG）

令和8年第2回定例会 本会議・委員会日程（6月）

日	月	火	水	木	金	土
31	1 10時 本会議(第1日) 9時 一般質問 発言通告・事前調整 開始	2	3 10時 文教常任委員会	4 10時 民生常任委員会	5 10時 建設水道常任委員会	6
7	8 10時 総務常任委員会	9	10	11 委員会予備日 13時 一般質問 発言通告締め切り 13時 質問原稿提出	12 10時 幹事長会議	13
14	15	16	17	18 10時 幹事長会議 13時 議会運営委員会	19	20
21	22 10時 本会議(第2日) 各委員長報告・討論・採決 一般質問	23 10時 本会議(第3日) 一般質問 閉会	24	25	26	27
28	29	30	1			

再質問
 どうしても追加したい再質問はここで追加可能
 ただし、再質問そのものはイレギュラー対応である
 答弁原稿は原則返ってこない